

『中国語学』バックナンバーの電子アーカイブ化に伴う著作権行使の許諾に関する公告（お願い）

会員ならびに『中国語学』掲載論文著者各位

日本中国語学会は、1947年以来、学会誌として『中国語学』を刊行して参りました。半世紀を越える長きにわたり刊行を続けて来られましたことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

本会は、将来にわたって高いレベルでの研究を継続していくためのインフラとして、また国内外の中国語学界における『中国語学』の学術的価値を今後さらに高めていくことを目的として、そのバックナンバーの電子アーカイブ化を計画し、2005年度より科学技術振興機構（JST）の学術雑誌電子アーカイブ事業に継続して応募し、昨年度に至りようやく『中国語学』創刊以来の全号が電子アーカイブ化の対象として採択され、本年四月より具体的な作業が開始されました。

JSTによる学術雑誌電子アーカイブ事業とは、国内の学術雑誌のバックナンバーについて、その掲載論文を電子データ化し同機構のウェブサイト上で公開するというものです。よって、その遂行にあたっては、個々の論文にかかる著作権（複製権および公衆送信権）の行使が本会およびJSTに許諾されていることが必要となります（以下、本公告における「著作権」は専ら「複製権および公衆送信権」を指す）。

『中国語学』掲載論文に関し、現在では投稿規程において本会がこのような著作権を有することを定めておりますが、規程制定以前の掲載論文につきましては、著作権の帰属が明らかでない状態となっております。そこで、今回電子アーカイブ化を進めるにあたり、規程制定以前の掲載論文につきましても、著作権の行使を本会に許諾していただきたく、ここに公告する次第です。本来ならば著者各位に直接お願いすべきところではございますが、事務局にその人的・時間的余力がないこと、及び本事業の学術的意義をご理解いただき、この公告をもって著作権行使を許諾いただければ幸いに存じます。なお、該当する雑誌は以下の通りです。

『中国語学』1（1947）－37（1950）

『中国語学研究会（関西）月報』1（1950）－10（1950）

『中国語学研究会会報』1（1951）－33（1954）

『中国語学研究会論集』1（1953）－2（1955）

『中国語学』34（1955）以降全号

なお、今回のJST電子アーカイブ事業の対象は過去掲載された全ての記事ではなく、寸評や研究動向の紹介といった、いわゆる論文ではないものは除外される予定ですが、これらにつきましても研究史の貴重な資料となるものであり、今後本会が電子化し、ウェブサイト上に公開する可能性がございます。これも今回お願いする許諾の範囲に入るものとご理解いただきますようお願いいたします。

この件に関しましてご了承いただけない場合、あるいはご不審の点がございました場合は、2009年7月31日までに、本会事務局まで文書にてお申し出下さい。お示した期限までにお申し出がない場合、本公告の内容についてお認めいただけたものとさせていただきます。

なお、本公告は本会会員全員にお送りし、本会ウェブサイト上にも掲載しておりますが、著者であって退会された方、あるいは物故者の場合、その著作権者であるご遺族が本公告を期限内に知る機会がない可能性もあろうかと存じます。それらの方々からのお申し出につきましては、期限を過ぎましても個別に対応させていただく所存です。

2009年5月30日

日本中国語学会会長

杉村博文